

日本 JCC 外国語学校学則

第 1 章 総 則

(本学の目的)

第 1 条 本学は、外国人に対する日本語教育を行い、諸外国と我が国との相互理解及び友好の増進を図り、もって日本社会の成長に寄与することを目的とする。

(学校の名称)

第 2 条 本学は、日本 JCC 外国語学校という。

(組織)

第 3 条 本学には、進学コースとビジネス日本語コースを置く。

(所在地)

第 4 条 本学は、千葉県船橋市栄町 1-1-20 に置く。

(評価)

第 5 条 本学はその教育の一層の充実を図り、本学の目的及び社会使命を達成するため、本学における 教育活動等の状況について、自ら点検・評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第 2 章 授業実施期間、授業日数および休業日

第 6 条 日本語教育課程の評価等を実施する期間は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までを一周期とすることを基本とする。

(授業日数及び休業日)

第7条 本学が授業を開講できる日数は1年から休業日を除いた日数とする。

2 休業日は、次のとおりとする。

- ・ 日曜日及び土曜日 ・ 国民の祝日に関する法律で規定する日
- ・ 夏季休業（8月上旬～8月中旬） ・ 秋季休業（10月上旬～10月中旬）
- ・ 冬季休業（12月下旬～1月上旬） ・ 春季休業（3月中旬～4月上旬）

3 学校長が必要と認めたときは、前項の休業日を臨時に変更することができる。

4 第二項に定める休業日のほか、学校長は臨時の休業日を定めることができる。

第3章 日本語教育課程

（教育課程）

第8条 本学の各コース別の教育課程及び授業時数は、次の各号のとおりとする。ただし、ここにいう授業時数の1単位時間は、45分とする。年間の授業日数は760時間を下回らないものとする。

第9条 本学には、以下の表の日本語教育課程を置き、就業期間、目標とする日本語能力（「日本語教育の参照枠」（令和3年10月12日文化審議会国語分科会）の尺度で示された日本語能力をいう。）、収容定員数、授業科目及び授業時数はそれぞれ以下に掲げるとおりとする。

日本語教育課程	修業期間	日本語能力	収容定員数	授業科目	授業時間 (合計)
進学2年コース	2年	B2	40名	文字・語彙	1600時間
				総合日本語	
				会話	

				文法	
				聴解	
				読解	
				日本事情	
				スピーチ・多読	
				作文	

<u>日本語教育 課程</u>	<u>修業期間</u>	<u>日本語能 力</u>	<u>収容定員 数</u>	<u>授業科目</u>	<u>授業時間 (合計)</u>
進学1年6か 月コース	1年6か月	B2	20名	文字・語彙	1200時間
				総合日本語	
				会話	
				文法	
				聴解	
				読解	
				日本事情	
				スピーチ・多読	
				作文	

<u>日本語教育 課程</u>	<u>修業期間</u>	<u>日本語能 力</u>	<u>収容定員 数</u>	<u>授業科目</u>	<u>授業時間 (合計)</u>
日本語ビジ ネス2年コー ス	2年	B2	20名	文字・語彙	1600時間
				総合日本語	
				会話	
				文法	
				聴解	
				読解	
				日本事情	
				スピーチ・多読	
				作文	
				<u>ビジネス入門</u>	
				<u>ビジネス日本語・ マナー</u>	

<u>日本語教育 課程</u>	<u>修業期間</u>	<u>日本語能 力</u>	<u>収容定員 数</u>	<u>授業科目</u>	<u>授業時間 (合計)</u>
<u>日本語ビジ ネス1年6か 月コース</u>	<u>1年6か月</u>	<u>B2</u>	<u>20名</u>	文字・語彙	<u>1200時間</u>
				総合日本語	
				会話	
				文法	
				聴解	
				読解	
				日本事情	
				スピーチ・多読	
				作文	
				<u>ビジネス入門</u>	
				<u>ビジネス日本語・ マナー</u>	

（教育の提供方法）

第10条 本学は、学習者の要望に適切に対応するため、学習者の目的及び目標に応じ、当該学習者が在籍する日本語教育課程を構成する授業科目またはその一部を用いて体系的に編成したコースを提供することを基本とする。この場合において、学習者が日本語教育課程を構成する授業科目をすべて受講し当該日本語教育課程全体を受講することを妨げない。

2 コースの収容定員数は、前条の表に掲げる収容定員数の内数とする。

（クラス編成）

第11条 クラスは、同時期に同一の日本語教育課程またはコースを受講する受講者を20名以下ごとに分けて編成する。

第4章 学習の評価、課程修了の認定（学習の評価）

第12条 学習の評価は、期末試験成績、出席状況、平常点を総合して決定し、5段階

評価とする。

2 前項の期末試験は、

初級・初中級【3科目】文字・語彙/総合日本語/会話

中級【6科目】進学コース 総合日本語/会話/文法/読解/聴解/日本事情

【8科目】ビジネス日本語コース：総合日本語/会話/文法/読解/聴解/日本事情/

ビジネス入門/ビジネス会話・マナー

中上級【6科目】進学コース 総合日本語/会話/文法/読解/聴解/作文/

【7科目】ビジネス日本語コース：総合日本語/会話/文法/読解/聴解/作文 /

ビジネス会話・マナー

とし、A～Eまでの5段階評価とする。

5段階評価 100点方対比 A—90点以上 B—80点以上90点未満 C—70点以上80点未満
D—60点以上70点未満 E—60点未満

3 第2項の評価におけるA,B,C,Dは合格とし、Eは不合格とする。

(修了・進級・卒業の認定)

第13条 校長は教育課程で定められた各授業科目について第12条に定める学習評価を行い、最終学期の期末試験で全科目6割を超え、かつ在学中の総出席率が8割を超える者において当該科目の修了を認定する。

2 校長は教育課程で定められた各授業科目について第12条に定める学習の評価を行い、要件を満たした者に対して進級を認定する。

3 校長は各学期の期末試験で全科目6割を超え、かつ在学中の総出席率が8割を超える者、かつ出入国在留管理庁が定める「C E F R A 2以上」の試験成績を、在籍期間中に収めた者に、卒業証書を授与する。

第5章 教員及び職員組織 (教員及び職員組織)

第14条 本学に、次の教員及び職員を置く。

- 一 校長
- 二 本務等教員 3名以上
- 三 日本語教員 3名以上
- 四 生活支援担当者 1名以上
- 五 事務統括責任者 1名
- 六 事務職員（事務統括責任者を除く） 1名以上

2 日本語教員は非常勤とする。

3 前項のほか、必要な職員を置くことができる。

4 校長は、校務をつかさどり、所属教職員を監督する。

5 校長が主任教員と兼任しない場合は、校長 1名、主任教員 1名を置く。

6 校長が他校の校長と兼任する場合は、副校長 1名を置く。

7 校長は、定期的に職員会議を実施する。

（学校長）

第15条 校長は、本学の業務をつかさどり、所属する教員及び職員を監督する。

（主任教員）

第16条 本務等教員の中から、教育課程の編成及び他の教員の指導の責任者として、主任教員を置く。

（教員会議）

第17条 職務の円滑な執行に資するため、教員会議を置く。

2 教員会議は校長が主宰する。

第6章 在籍等（在籍）

第18条 本学に在籍できる者は、我が国で留学することを目的とする外国人等で、別に定める入学基準を満たし、学校長が許可した者とする。

（在籍の開始時期）

第19条 在籍の開始時期は、日本語教育課程2年コースは4月入学、1年6か月コースは10月入学とする。

(入学資格)

第20条 本学への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1) 12 年課程修了以上又はこれと同等レベル以上の者
- (2) 年齢が 18 歳以上の者
- (3) 正当な手続によって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者
- (4) 信頼のおける保証人を有する者

(入学時期)

第21条 本学への入学は、年 2 回とし、その時期は、4 月および10 月とする。

(入学手続)

第22条 本学への入学手続きは次のとおりとする。

- 2 本学へ入学しようとする者は、本学が定める入学願書その他の書類に必要な事項を記載し、指定期日までに出席しなければならない。
- 3 前項の手続きを完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- 4 本学に入学を許可された者が正当な理由により入学を辞退する場合は、早急に本学に申し出なければならない。
- 5 入学を許可された者が正当な理由により入学を遅延する場合は、早急に本学に申し出なければならない。

(転学)

第23条 本学から転学を希望する者は、校長にその旨を届出て、本学校長と転学先の所属長双方の合意が得られる場合は、これを認める。

- 2 災害などで学校が使用できない場合、校長は学生を支援し、協定先への転学を勧める。

(退学)

第24条 退学しようとする者は、その事由を記し校長の許可を受けなければならない。

(休学)

第25条 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、5日以上休学しようとする場合は、その理由及び休学の期間を記載した休学届に診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

2 休学した者が復学しようとする場合、校長にその旨を届け出て校長の許可を得て復学することができる。

第8章 賞罰（賞罰）

第26条 成績優秀にして他の模範となる者については、校長はこれを表彰することができる。

（除籍）

第27条 授業料の納入を怠り、督促を受けてもなお納入しない者については、校長は在籍の許可を取り消し又は除籍することができる。

2 長期にわたり連絡が取れない者については、校長は除籍することができる。

（懲戒処分）

第28条 生徒が、この学則その他本学の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為が

あったときは、校長は、当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。

- 2 懲戒処分の種類は、訓告、停学及び退学の3種とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対してのみ行うものとする。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力不足で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由なく出席率が著しく低い者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第7章 生徒納付金 授業料等（授業料等）

第29条 本学の生徒納付金は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|----------------|
| (1) 入学検定料 | 20,000 円 |
| (2) 入 学 金 | 57,000 円 |
| (3) 授 業 料 | 693,000 円 (年間) |
| (4) 施設費 | 50,000 円 (年間) |
| (5) 教材費 | 40,000 円 (年間) |
| (6) 課外活動費 | 15,000円 (年間) |
| (7) 保険料 | 8,000 円 (年間) |
| (8) 健康管理費 | 13,000 円 (年間) |

2. すべて税込みである。

授業料に設備費が含まれている

2 コースを受講する者は、前項の授業料の範囲内で校長が定める額を納入しなければならない。

(納入)

第 30 条 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。ただし、校長が授業料について延納を認める相当の理由があると認めた場合は、この限りではない。

2 生徒が休学した場合は、前項の規定にかかわらず、その始期に属する月の翌月から授業料を免除することがある。

3 特別の事由がある場合は、第1 項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

(滞納)

第31条 生徒が、正当な理由なく、かつ、所定の手続を行わずに授業料を滞納し、その後においても納入の見込みのない場合には、校長は、当該生徒に対して退学を命ずることができる。

(生徒納付金の返還)

第32条 既に納入した生徒納付金は、原則として返還しない。

- 2 入学後、他の在留資格に変更して、退学した場合は、納付金の返金はしない。（例えば、就職、結婚、難民等）
- 3 日本の法律、学則に違反し、退学処分になった場合、納付金は返却しない。
- 4 入学願書類提出後、キャンセルした場合、選考料は返却しない。
- 5 「在留資格認定証明書」交付後、学費支払う前にキャンセルした場合、選考料は返却しない。選考料の未払いがある場合は、選考料を徴収する。
- 6 入学が遅れた場合、いかなる理由でも遅れた分の納付金の返金はしない。

第9章 雑則

健康診断（健康診断）

第33条 健康診断は各コース入学後1か月以内に実施の後、1年後に再度実施する。

（寄宿舍）

第34条 寄宿舍に関する事項は、校長が別に定める。

（細則）

第35条 この学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

附 則

この学則は、令和8年10月1日から施行する。